

## 埼玉県公立高等学校就学支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県教育委員会は、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内公立高等学校の生徒に対し、予算の範囲内において就学支援金を支給する。

2 前項の就学支援金の支給に関しては、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成26年政令第124号。以下「政令」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）、高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第10版）（令和3年4月文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室。以下「要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の申請)

第2条 学校設置者は、高等学校等就学支援金交付申請書（要領様式39）に高等学校等就学支援金交付申請額内訳（様式39（別添1）又は様式39（別添2）又はその両方）を添えて、別に定める期間内に、県教育委員会に提出するものとする。

### (交付の決定及び通知)

第3条 県教育委員会は、高等学校等就学支援金の交付を決定したときは、高等学校等就学支援金交付決定通知書（要領様式40）により、学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、県教育委員会から受領した交付決定通知書に基づき、高等学校等就学支援金支給決定通知書（要領様式48）を作成し、受給権者に通知するものとする。ただし、学校設置者は、前年度に、当該年度4月から6月までの就学支援金について、すでに当該支給決定通知書を作成し、受給権者に通知している場合は、再度の通知は要しないものとする。

### (交付の変更)

第4条 学校設置者は、前条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、高等学校等就学支援金変更交付申請書（要領様式41）に高等学校等就学支援金変更交付申請額内訳（様式41（別添1）又は様式41（別添2）又はその両方）を添えて、別に定める期間内に、県教育委員会に提出するものとする。

2 県教育委員会は、前項の高等学校等就学支援金変更交付申請書の提出があった場合は、

変更の承認又は不承認の決定を行い、交付金の変更を承認するときは、高等学校等就学支援金変更交付決定通知書（要領様式42）により、学校設置者に通知するものとする。

- 3 学校設置者は、県教育委員会から受領した高等学校等就学支援金変更交付決定通知書に基づき、高等学校等就学支援金変更支給決定通知書（要領様式51）又は支給決定通知書を作成し、受給権者に通知するものとする。ただし、学校設置者は、すでに支給決定通知書等を作成し、受給権者に通知している場合は、再度の通知は要しないものとする。

（状況報告）

第5条 学校設置者は、県教育委員会の要求があった時は、就学支援金の支給に関する状況について、当該要求に係る事項を書面又は電磁的方法により報告しなければならない。

（実績報告書の提出）

第6条 学校設置者は、就学支援金に係る業務が完了したときは、業務が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、高等学校等就学支援金に係る実績報告書（要領様式44）に高等学校等就学支援金実績報告額内訳（様式44（別添1）又は様式44（別添2）又はその両方）及び関係書類を添えて、県教育委員会に提出する。

（額の確定）

第7条 県教育委員会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る高等学校等就学支援金の支給の実施結果が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、高等学校等就学支援金確定通知書（要領様式45）により、学校設置者に通知するものとする。

- 2 県教育委員会は、学校設置者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命じるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 県教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第3条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 学校設置者が、法令、本要綱、交付金の交付の決定の内容、これに付した条件または法令もしくは本要綱に基づく県教育委員会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 学校設置者が、交付金を就学支援金の支給以外の用途に使用した場合
- (3) 学校設置者が、交付金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部または一部が必要でなくなった場合
- 2 県教育委員会は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した交付金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部または一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
  - 3 県教育委員会は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は決定し、前項の規定による交付金の返還を命ずる場合には、学校設置者に対し、当該命令に係る交付金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき交付金を学校設置者が納付する日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(書類の整備等)

- 第9条 就学支援金の交付を受けた学校設置者は、就学支援金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、就学支援金の支給の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(就学支援金の支給)

- 第10条 学校設置者は、県教育委員会から受領した交付決定通知書に基づき、高等学校等就学支援金支払請求書(要領様式43)を別に定める期間内に、県教育委員会に提出するものとする。
- 2 県教育委員会は、学校設置者から前項の就学支援金支払請求書を受領した後、学校設置者に就学支援金を支払うものとする。なお、県教育委員会は、本制度の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、概算払により学校設置者に就学支援金を支払うことができるものとする。

(県立高等学校に係る特例)

- 第11条 県立高等学校の生徒に係る就学支援金については、第2条から第10条を除いて適用するものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、就学支援金の支給に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。